

障害者相談支援事業所サポート事業の応募申込みに関する質問回答書

	質問	回答
1	<p>様式5 所在地について 2列目(市内にある場合の所在地)には何を記入するのか？指定特定相談支援事業所、法人本部、法人内の全ての事業所の事業種別、事業所名を列記するのか？</p>	<p>(市内にある場合の所在地)欄は、法人に所属する事業所、事務所などについて、全て列記してください。</p>
2	<p>様式7 サービス等利用計画作成費の新規について。 サービス変更で、計画相談を提出した場合は1600点請求しているが、新規扱いになるのか？それとも更新に入れた方がよいのか？ ※他市の請求を大阪府国保連にしているが、他市もカウントした方がよいのか？箕面市のみのカウントなのか？</p>	<p>サービス等利用計画作成件数の「新規」は、当該事業所で、はじめてアセスメントを実施するケースとします。 サービス変更、サービスの更新時におけるサービス等利用計画作成については、「更新」としてカウントしてください。(国保連ベースとは異なります) また、他市の利用者分を含めてカウントしてください。</p>
3	<p>様式1 添付書類⑦納税証明書について。 本法人は収益事業を実施しておらず申告の必要がないため、これまで法人税や消費税等の申告をしたことがない。豊能税務署に問い合わせたところ、過去3年間の法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書は交付できない、と回答があった。添付書類を提出できない場合は提出しなくてもよいのか。</p>	<p>免税事業者においては、税務署で発行する「納税証明書(その3の3)」(法人税と消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書)及び税務署に提出された「法人設立届出書の控え」(税務署の受付印の押印があるもの)の写しをご提出ください。 これらの書類が提出できない事情がある場合は、事前に市と協議してください。</p>
4	<p>「様式8」の「実施時期等」には何を記載すれば良いでしょうか？ また「専門知識」とは何を指しているのでしょうか？</p>	<p>「実施時期等」は、配置予定従事者の業務実績の実施時期を記載してください。 「専門知識」は、相談支援従事者(初任者)研修を修了していることなど、本業務を遂行するうえで有効な専門知識の有無について記載していただき、あわせて内容欄に修了した研修名などを記載してください。</p>

5	<p>「様式11」の履行体制とは、具体的にどのようなものを記入すれば良いでしょうか？「作業計画」に関しては、相談支援を受けるにあたっての計画となるのでしょうか？「会計等事務の執行・確認体制」については、事業所の経理を担っている法人事務局と相談支援事業所の間での流れを記載するというのでしょうか？もしよろしければ参考となる記入例などがあればうれしいのですが。</p>	<p>「履行体制」については、本業務の趣旨（主として相談支援体制の充実、人材育成）に沿った業務を実施するにあたっての、人員体制などについてご記載ください。</p> <p>「作業計画」については、本業務を行うにあたり、失業者の雇用計画、OJT及びOFF-JTを組み合わせた人材育成計画、就労支援計画などについてご記載ください。</p> <p>「会計等事務の執行・確認体制」については、会計、人事、総務事務などについての執行及びチェック体制をご記載ください。実情に合わせ、法人事務局も含めてのご記載で結構です。</p> <p>参考となる記入例はありませんのでご了承ください。</p>
6	<p>研修等に関しては法人内の別事業所で実施している研修への参加も含めてよろしいでしょうか？</p>	<p>法人内の別事業所で実施される研修への参加は、OFF-JTとして費用計上を行ってください。</p>